

令和2年9月4日

新型コロナウイルス感染症拡大防止にかかる活動方針に基づく対応について（通達）

危機対策本部長（学長） 瀧口義浩

新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る本学の活動指針（令和2年4月21日、5月7日、同18日、同29日、6月19日、7月17日、同29日付発出）について、以下の通りとします。

引き続き、県をまたぐ移動や飲食店・多人数での会食は、極力控えるなど慎重な行動をお願いします。また、感染状況は日々変化しており、地域ごとにも異なります。最新の情報を確認いただき、皆様や周りの方への感染防止と安全な学校運営のためにご協力をお願いいたします。

記

I 学生教育(授業、研究指導)

対面と Web の併用で行います。状況に応じて、適した方法を選択してください。

II 教員・研究活動

引き続き3密を避けた形での通常の勤務体制を継続する。ただし、埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県・愛知県・大阪府・京都府・兵庫県・福岡県から、或いはその地域をまたいで本学へ通勤する教員については、在宅勤務も併用するものとする。

なお、客員教員、非常勤講師、招聘講師については、原則入構禁止とし、やむを得ない場合は学長へ申請し、承認を得るものとする。

III 事務職員

通常の勤務体制を継続する。会議室2などを利用して執務室の分散を図り、3密を避けることとする。

IV 会議・講演会

不要不急のものは中止や延期を検討し、できる限りメール会議、オンライン会議を有効活用する。開催する場合でも3密を避けて行う。

V 学生の入構

学内での遵守事項と「新しい生活様式」に従い、できるだけ Web 講義やメールを活用するなど、の感染予防を講じた対応をすること。

埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県・愛知県・大阪府・京都府・兵庫県・福岡県及びその地域をまたいで通学については、前日までに「新型コロナウイルス感染防止チェックリスト（県外学生用）」を担当教員を通して学長へ提出し、承認を得ることとする。

VI 来客・外出・出張

- ① 県をまたいで移動と来客は原則禁止とし、オンライン会議やメール等で対応する。やむを得ない場合は、申請の上、承認を得て実施するものとする。
- ② 県内の外出・出張・来客についても、不要不急のものは延期の検討やオンライン会議での対応とし、やむを得ない場合は、申請の上、承認を得て行うものとする。

③ 来客申請の場合は、事前に「新型コロナウイルス感染防止チェックリスト（来学者用）」を記入してもらい、「来客者等構内立入許可申請書」に添付して、学長の承認を得ることとする。

記入日以降来学当日までに、チェックした項目に変更がある場合は申し出ていただくこと。

④ 承認を得た場合でも「新しい生活様式」に従った行動・対応とし、必要最小限の人数で短時間に限るものとする。

VII 期 間

本通知日より当面の間とする。

VIII 備 考

上記通達に関わらず、今後も引続き政府や地方自治体等の「新型コロナウイルス感染症」に係る対応及び感染状況等により、学生・教職員にさらなる通達を発出することがあり得る。

<添付>

- ・新型コロナウイルス感染症拡大防止にかかる本学活動指針について（通達）
- ・新型コロナウイルス感染防止チェックリスト（来学者用）Ver.2-2
- ・9月4日以降の県境をまたぐ行動制限について（静岡県）

以上